三　投資公共施設等運営権（投資信託財産に属する公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第四号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

ロ　価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ　担保の内容

ニ　公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。第百三十五条第四号ニにおいて同じ。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ　公共施設等運営権の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第四号ヘにおいて同じ。）

第十一条第一項第一号イ中「提供者をいう。」の下に「以下」を加え、「、提供者」を「又は提供者」に、「又は提供者」を「若しくは提供者」に改める。

第二十二条第二項に次の二号を加える。

八　再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡

九　公共施設等運営権の取得及び譲渡

第二十二条第三項第二号中「買主としての地位を取得するものをいう。第七号」を「買主としての地位を取得するものをいう。同号」に改め、同項第五号中「前各号」の下に「、第八号及び第九号」を加え、同項に次の二号を加える。

八　再生可能エネルギー発電設備　取引の相手方の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備の内容に関すること並びに当該再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約又は電力受給契約の内容に関すること。

九　公共施設等運営権　取引の相手方の名称、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在及び地番その他当該公共施設等の内容に関すること並びに当該公共施設等の運営等に係る委託契約の内容に関すること。

第二十六条第一項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表

六　公共施設等運営権の収益状況明細表

第百五条第一号ホ中「除く。」の下に「以下」を加え、同号ヘ中「及び」を「、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権又は」に改める。

第百十三条第一号ニ中「以下」の下に「ニにおいて」を加える。

第百三十五条第二号ヘ中「すべて」を「全て」に改め、同号ト中「相手方（」の下に「以下」を加え、同号ト(2)及び(3)中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二号を加える。

三　投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。）に関する次に掲げる事項

イ　設備の区分等の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）

ロ　価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ　担保の内容

ニ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

(1)　投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の内容（特定供給者の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者の名称、調達価格、調達期間その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約の内容（供給者の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ　再生可能エネルギー発電設備の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ　特定供給者又は供給者に関する事項

ト　各再生可能エネルギー発電設備の投資比率（当該再生可能エネルギー発電設備の価格が全ての再生可能エネルギー発電設備の価格の合計額に占める割合をいう。）

チ　投資再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、年間賃料、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

四　投資法人の資産に属する公共施設等運営権（以下この号において「投資公共施設等運営権」という。）に関する次に掲げる事項

イ　公共施設等の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について各公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

ロ　価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ　担保の内容

ニ　公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ　公共施設等運営権の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項

第百五十四条第一項第二号中「第二十一号」を「第二十三号」に改める。

第二百二十二条中「第百十七条第七号」を「第百十七条第十号」に改める。